

長野県市長会派遣職員設置要綱

1 趣 旨

長野県市長会（以下「市長会」という。）の事務運営の円滑化及び市職員の資質の向上に資するため、市長会に組織市の派遣職員を置くものとする。

2 派遣市

職員を派遣する市（以下「派遣市」という。）は、原則として市長会会長市とする。

3 派遣職員の職

派遣職員は、原則として派遣市の課長相当職又はこれに準ずる職員とする。

4 派遣期間

派遣期間は、原則として当該会長の会長在職期間とする。

5 身 分

派遣職員は、市長会の職員の身分を併せ有するものとする。

6 給 与

派遣職員の派遣期間中における給料及び諸手当は、派遣市の関係規定に基づき派遣市が支給するものとする。

7 旅 費

派遣職員が派遣期間中において、市長会の用務により旅行する場合に要する旅費については、市長会の関係規定に基づいて市長会が負担し、支給する。

8 服 務 等

- (1) 派遣職員の派遣期間中における服務については、市長会の関係規定を適用するものとする。
- (2) 派遣職員の分限及び懲戒については、市長会会長と派遣市の市長（以下「市長」という。）が協議するものとする。

9 福利厚生

派遣職員の派遣期間中における福利厚生上の処遇及び地方公務員等共済組合法に規定する事項については、派遣市において派遣市の関係規定を適用するものとする。

10 公務災害補償

派遣職員の派遣期間中における地方公務員災害補償法に係る事項は、派遣市が行う。

11 報告・通知

- (1) 市長会会長は、派遣職員に関する次の事項について、必要のつど市長に報告するものとする。
 - ア 派遣職員の勤務状況
 - イ その他必要な事項
- (2) 市長は、派遣職員に関する次の事項について、必要のつど市長会会長に通知するものとする。
 - ア 派遣職員の身分上の異動
 - イ 派遣職員の給与上の異動
 - ウ その他必要な事項

12 経費負担

- (1) 派遣期間中における派遣職員の給料及び諸手当の支給に要する経費は、市長会が負担するものとする。
- (2) 前項の市長会が負担する経費は、派遣市の請求に基づき毎年度末に支払うものとする。

13 その他

その他必要な事項は、市長会会長と市長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。